

正誤表

司法書士 スタンダード合格テキスト 10 刑法 第6版

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
128	上から11行目 (②⑦ 2行目) <u>された者であり,かつ保護観察に付されていないこと</u>	された者である。 <u>初度の執行猶予が保護観察付きであつても,再度の執行猶予ができる。ただし,再度の執行猶予期間中の再犯に対しては,さらに再度(3度目)の執行猶予を付すことはできない。</u>	25/12/23
129	下から10~4行目 (① 必要的取消し) ⑦ <中略> その刑につき執行猶予の言渡しがないとき。 ① <中略> その刑について執行猶予の言渡しがないとき。 ⑦ <中略> 処せられ(刑の全部の執行猶予),またはその刑の全部について執行猶予の言渡しがないこと(刑の一部の執行猶予)が発覚したとき。	⑦ <中略> その刑の全部または一部について執行猶予の言渡しがないとき。 ① <中略> その刑の全部または一部について執行猶予の言渡しがないとき。 ⑦ <中略> 処せられたことが発覚したとき (刑の全部の執行猶予の取消し),または <u>猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ,その刑の全部について執行猶予の言渡しがないこと(刑の一部の執行猶予の取消し)</u> が発覚したとき。	25/12/23
130	上から1行目および4行目 (※2か所) (刑の全部の執行猶予)	(刑の全部の執行猶予の取消し)	25/12/23
131	表 時効停止(刑§33)の欄 4~5行目 時効は進行しない。	時効は進行しない。 <u>ただし,拘留・科料は執行停止期間内。</u>	25/12/23

以上